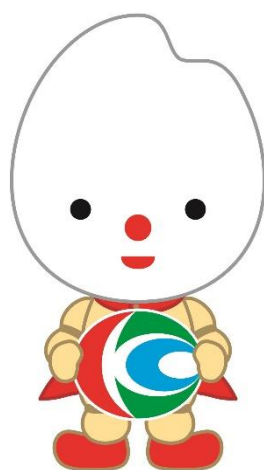


令和5年度  
河内町いじめ防止基本方針



河内町

## はじめに

いじめは、園児児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

そのことから、河内町は、心身の健全な育成を図るとともに、その生命又は身体をいじめから守り、さらには園児児童生徒の尊厳を保持することを目的に、町、幼児教育施設、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、文部科学大臣の定めた「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）及び「茨城県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という。）を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「河内町いじめ防止基本方針」（以下「町の基本方針」という。）を策定いたしました。

5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の法上の位置付けが「5類」に引き下げられるのに合わせて、マスク着用の義務が不要になったり、給食の黙食が必要でなくなったりしていきます。そのような中、マスクの着脱を児童生徒同士で強制する、マスクの有無による差別や偏見などの問題が生じることも予想されます。

本町は、今後、この町の基本方針に基づき、幼児教育施設、学校、地域住民、家庭その他の関係者と協力して、いじめの問題に対し、その解消に向けて真剣に取り組んでまいります。いじめの防止等には、幼児教育施設、学校、地域住民、家庭はもとより社会が一丸となって取り組むことが必要です。町民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第です。

令和5年4月

河内町長 野澤 良治

この「町の基本方針」は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「河内町立学校」（以下「学校」という。）に在籍する全ての児童生徒を対象として策定するものとする。（平成27年1月 河内町教育委員会）

この「町の基本方針」を、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定、最終改定 平成29年3月14日）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）に基づいて改定する。（平成30年1月 河内町教育委員会）

この「町の基本方針」を、「いじめの重大事態対応マニュアル」（平成31年1月茨城県教育委員会）に基づいて改定する。（平成31年2月 河内町教育委員会）

この「町の基本方針」を、「茨城県いじめの根絶を目指す条例」（令和2年4月 茨城県）に基づいて改定する。（令和2年6月 河内町教育委員会）

この「町の基本方針」を、「こども基本法」（令和4年法律第77号）、「生徒指導提要」（令和4年12月 文部科学省）に基づいて改定する。（令和5年4月 河内町教育委員会）

## 目 次

はじめに

### 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

- 1 いじめの定義
- 2 河内町のいじめに対する基本的な考え方

### 第2章 河内町の取組

- 1 「河内町いじめ防止基本方針」の策定
- 2 「河内町いじめ問題対策連絡協議会」の設置
- 3 「河内町教育委員会いじめ調査委員会」の設置
- 4 「河内町いじめ再調査委員会」の設置
- 5 教職員研修の充実
- 6 インターネットを通じて行われるいじめ問題への取組
- 7 相談窓口の周知
- 8 豊かな心の育成の推進
- 9 町の基本方針等の周知と啓発
- 10 町立学校に対する取組

### 第3章 学校の取組

- 1 学校及び校長その他の教職員の責務
- 2 いじめへの対応
- 3 いじめ防止等に関する措置
- 4 関係機関等との連携
- 5 教職員研修の充実

### 第4章 重大事態への対処

- 1 重大事態の発生と調査
- 2 再調査及び措置

### 第5章 家庭の役割

- 1 保護者の責務
- 2 未然防止と早期発見
- 3 早期解消に向けた取組

### 第6章 地域の役割

- 1 未然防止に向けた取組
- 2 早期対応に向けた取組

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、いじめの発生場所は、幼児教育施設・学校（以下「学校等」という）の内外を問わない。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、園児児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

### 2 河内町のいじめに対する基本的な考え方

#### (1) 方針策定の意義

町教育委員会において策定するいじめ防止基本方針は、国の基本方針と学校いじめ防止基本方針の結節点となるものであって、各園・学校はいじめの防止等の取組の基盤となるものである。町の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、当該地域において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載する。

#### (2) 基本理念

いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではない。いじめは、全ての園児児童生徒に関わる問題である。周囲ではやし立て、面白がって見ている「観衆」は、いじめを助長する存在である。

また、見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめに直接荷担はしないが、加害者側には暗黙の了解と解釈され、結果的にはいじめを助長する可能性がある。被害者にとっては、「傍観者」の行為はいじめと同じくらい卑劣な行為と感じられることもある。もしいじめがあれば、それを止める仲裁者となれるよう、いじめを決して許さない意識を園児児童生徒に育むことが大切である。

いじめの形態は、園児児童生徒の人権意識やコミュニケーション能力の未熟さ、価値観の多様化などによって複雑になっており、見えないところで被害が発生しているいじめや SNS を介したインターネットを通じて行われるいじめも発生するなど、現代社会を反映している。そのため、いじめの防止等については、全ての園児児童生徒が安心して学校等での生活を送り、様々な活動に主体的に取り組むことができるよう、学校等の内外を問わず行われなければならない。

いじめの防止等のための対策は、園児児童生徒の生命及び心身を最優先で保護するため、国、県、市町村、幼児教育施設、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。さらに、園児児童生徒が、一人一人の違いを理解し、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向け、自己指導力を身に付け、自主的な行動ができるようになることを目指して行われなければならない。

※自己指導力

園児児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のため、自発的、自律的かつ他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力

### (3) 基本姿勢

- ①園児児童生徒の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見に努め、認知（疑い含む）した場合、迅速に対応する。
- ③町民のいじめ問題に関する意識を高め、町民全体でいじめの問題に取り組む環境を整える。
- ④確証がなくても、いじめの疑いが認められる場合又はいじめの存在を完全に否定しきれない場合は、いじめとして認知して適切かつ迅速に対応する。

## 第2章 河内町の取組

### 1 「河内町いじめ防止基本方針」の策定

町は、本町におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国の基本方針及び県の基本方針を参酌し、町の基本方針を策定する。

この基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行うなど必要に応じ町の基本方針及び施策の見直しを図っていくものとする。

### 2 「河内町いじめ問題対策連絡協議会」の設置

町教育委員会は、いじめ防止等に関する関係機関の連携を図るため、関係機関の実務者で構成する「河内町いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。なお、この設置に関し必要な事項については、別に定める。

### 3 「河内町教育委員会いじめ調査委員会」の設置

町教育委員会は、いじめ防止等の対策を実行的に行うため「河内町教育委員会いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）」を設置し、いじめを背景とした重大事態が発生した場合や同種事案の再発を防止するなど事実関係を明確にするための調査を実施するための組織を兼ねる。なお、この設置に関し必要な事項については、別に定める。

### 4 「河内町いじめ再調査委員会」の設置

町長は、いじめの重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため、原因の分析及び検証等再調査を行う組織として、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）によって構成される「河内町いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）」を設置する。なお、この設置に関し必要な事項については、別に定める。

## 5 教職員研修の充実

いじめの問題の現状や未然防止、早期発見、早期解消に向けた具体的な対応について理解を深めるなど教職員の資質の向上を図るため、「SNS等のインターネットを通じて行われるいじめの対応」や「望ましい人間関係づくり」等の教職員研修等を充実する。

## 6 SNS等のインターネットを通じて行われるいじめ問題への取組

インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処することができるよう、園児児童生徒及び保護者に対して、インターネットの利便性や危険性の理解に必要な啓発活動を実施する。

## 7 相談窓口の周知

園児児童生徒等がいじめの問題について相談できる「茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター」「県南いじめ・体罰解消サポートセンター」「いばらき子どもSNS相談」等の相談窓口及び町教育相談窓口の周知に努める。また、1人1台端末を活用し、「校内オンライン相談窓口」をかわち学園で設置したり、SOSの出し方に関する教育を行ったりすることで、様々な手段で相談できることを周知し、いじめを受けている園児児童生徒やその保護者のみでなく、周りの友達や大人からも広く情報を収集し、いじめの早期発見、早期解消を図る。

## 8 豊かな心の育成の推進

「豊かな心育成推進協議会」を推進し、学校はもとより、社会全体で園児児童生徒の豊かな心を育む活動を推進することにより、いじめの防止を図る。

## 9 町の基本方針等の周知と啓発

法や町の基本方針について、幼児教育施設、学校、保護者、地域住民等に周知し、それぞれの役割について理解を深めることを通して、いじめの防止等に向けた社会全体の教育力の向上を図る。また、国の通知や調査結果をはじめ、最新のいじめの問題に関する情報を積極的に収集し、適宜、学校等へ周知することで、学校等のいじめの問題に対する取組を推進する。

## 10 町立学校等に対する取組

### (1) 学校等のいじめに関する取組状況の点検

町教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう、学校等に対して必要な指導・助言を行う。

町教育委員会は、いじめの実態把握の取組状況等、設置する学校等における定期的なアンケート調査、個人面談の取組状況等を点検するとともに、教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配付などを通じ、学校等におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。

(2) 教育相談員等の派遣

いじめの早期発見、早期解消に努めるとともに、園児児童生徒の心のケアを図るため、町教育相談員等を学校等に派遣する。

(3) 状況の調査と把握

学校等からいじめ発生の報告を受けた場合、学校等と連携して状況を把握する。いじめにより重大事態が発生した場合、学校等と調査委員会が連携して調査や分析等を行う。

(4) 学校等への助言と支援

学校等における「学校の基本方針」の策定や重大事態への対処をはじめ、学校等におけるいじめ対策について助言と支援を行う。支援とは、具体的には、指導主事・教育相談員等の職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家の派遣、警察等関係機関との連携等が考えられる。学校等の設置者は、その設置する学校等に対し、いじめへの対処の際にこれらの支援を行うことを、予め周知しておく必要がある。さらに、学校等の設置者として、学校等からの報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。

(5) いじめ未然防止のための活動についての啓発

学校等に在籍する園児児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実する。いじめの防止に資する活動に対する支援、学校等に在籍する園児児童生徒及びその保護者並びに学校等の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずる。

(6) 自殺の未然防止のための啓発

長期休業期間中の家庭における園児児童生徒の見守りについて保護者に依頼すること、保護者が把握した園児児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校等に相談できるよう学校等の相談窓口を周知しておくことを学校等に指導・助言する。

### 第3章 学校等の取組

#### 1 学校等及び園長・校長その他の教職員の責務

学校等及び園長・校長その他の教職員は、基本理念にのっとり、以下の責務を果たすようにする。

- (1) 学校等に在籍する園児児童生徒の保護者、地域住民、児童相談所、関係団体その他の関係者との連携を図りつつ、学校等全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認識した場合又はいじめの疑いがあると認められる場合には適切かつ迅速にこれに対処する。
- (2) 園児児童生徒に対し、いじめに類する行為をしてはならず、かつ、教職員の言動が園児児童生徒に与える影響を十分に理解して授業その他の教育活動を行う。
- (3) 園児児童生徒に対し、いじめを行ってはならないことについて、分かりやすく教育するよう努める。

- (4) いじめの問題を抱え込むことなく、保護者、地域住民、児童相談所、関係団体、その他の関係者と連携し、いじめを受けている園児児童生徒が支援を求めやすい環境を整備するよう努める。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、法第23条第6項の規定に基づき、所轄警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。
- (6) 園長・校長は、学校等のいじめの防止等のための対策について、所属の教職員を監督し、いじめのない幼児教育施設の運営や学校の運営が行われるよう努める。

## 2 いじめへの対応

### (1) 学校の基本方針の策定

学校は、国の基本方針又は県の基本方針及び町の基本方針を参酌して、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについて、基本的な考え方や取組の内容等を盛り込んだ学校の基本方針を策定する。

### (2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭その他必要なメンバーにより構成するいじめの防止等の対策のための組織を設置するものとする。この組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たっての中核となり、以下の役割を担う。

- ①学校の基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成、実行、検証及び修正を行う。
- ②いじめの兆候を把握した場合やいじめ（疑い含む）の相談があった場合、速やかにこの組織の臨時会を開き、情報の共有と関係児童生徒への事実関係の聴取を行い、いじめであるかどうかの判断をする。
- ③いじめ（疑い含む）が発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方針を決定する。
- ④いじめへの対応等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめへの対応がうまくいかなかったケースの検証などを行い、学校の基本方針及びそれに基づくいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルにより改善を図る。
- ⑤重大事態が起きた場合、町教育委員会と連携し収束に向け速やかに対応する。
- ⑥児童生徒及び保護者からのいじめの相談や連絡を受け付ける体制を整備する。
- ⑦地域にいじめの目撃情報などの提供を呼びかけ、連絡を受けた場合、速やかに対応する。

## 3 いじめの防止等に関する措置

### (1) 未然防止

園児児童生徒の豊かな心を育成し、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することから、道徳教育や体験活動等の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して社会性を育む。

#### ①授業、道徳科、学級活動及びホームルーム活動

授業、道徳科、学級活動及びホームルーム活動においては、児童生徒が自らの行動を自分で選択し、相手との関わりの中で行動する活動を通して、自己指導能力（その時、その場で、どのような行動が適切か自分で考えて、決めて、実行する能力）を高め、いじめに向かわない態度、能力を育成する。また、児童生徒が



協力して行う活動を計画的に取り入れることによって、いじめの起こりにくい学級環境をつくりだす。

#### ②児童会活動、生徒会活動、学校行事及び部活動や地域との交流活動

いじめに向かわない児童生徒を育成するため、児童会活動、生徒会活動、学校行事及び部活動や地域との交流活動の中で、全ての児童生徒が活躍できる場面や役割を設定し、児童生徒が他の児童生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感（自分は認められている、自分は大切にされているといった思い）を高める。また、体験活動やボランティア活動等を通して、自分を律していく力と判断していく力を身に付けることにより、児童生徒の規範意識を高める。

#### ③教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前にいじめを認知し、適切な対応がとれるよう日頃から児童生徒と接する機会を多くもち、児童生徒が教職員と相談しやすい関係を構築する。また、定期的に行う児童生徒との個別面談の際にも、児童生徒自身だけでなく、他の児童生徒がいじめの被害を受けていないか等を確認する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー等を活用することにより、教育相談体制を整える。

#### ④児童生徒の主体的な活動

いじめ（疑い含む）を受けているとされる児童生徒が一人で抱え込むことなく、友人に悩みを打ち明けることができるよう、仲間同士による支援活動であるピア・サポート等の互いに認め合い、支え合う主体的な活動を支援する。

#### ⑤SNS等インターネットを通じて行われるいじめ

SNS等インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、インターネット上で情報が拡散すると完全な消去が困難であることから、児童生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

#### ⑥幼児教育からの取組

いじめの未然防止に向けては、幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう、取組を促す。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。町立認定こども園のアプローチ・カリキュラムの中に園における具体的な取組を明記する。

### (2) 早期発見

教職員は、いじめがどの園児児童生徒にも、どの学校等においても起こりうるという共通認識をもち、全ての教育活動を通じて園児児童生徒の観察等を行うことで、変化を敏感に察知し、いじめを受けているという兆候を見逃さないよう努力する。特に、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合、早い段階から園児児童生徒へ個別に声掛けや相談等の関わりを持ち、的確に状況の把握を行う。

#### ①アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を定期的に行い、いじめの早期発見に努める。アンケートには、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入するように声をかける。また、自分や自分の身の回りで起きているいじ

めについても記入するように声をかける。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。記入した内容について、教職員は守秘義務を厳守する。

#### ②保護者との連携

学校等での園児児童生徒の様子や学校等の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にすることによって、家庭で少しでも園児児童生徒の異変に気付いた場合、保護者から学校等へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

#### ③相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用のほか、電話やメール、1人1台端末を活用したオンラインによる相談窓口など、複数の相談窓口を園児児童生徒や保護者へ周知する。

### (3) 早期解消に向けた取組

いじめ(疑い含む)の連絡、相談を受けた場合、速やかに被害者の安全を確保するとともに、いじめの防止等の対策のための組織の臨時会を開き、園長・校長のリーダーシップの下、当該いじめに対して組織的に対応する。

#### ①被害者の保護

いじめ(疑い含む)の行為を確認した場合、何よりもいじめを受けたとされる園児児童生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。その際、二次的な問題(不登校、自傷行為、仕返し行動など)の発生を未然に防ぐため、被害者の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。また、「力になりたいのだけれど、何かあれば言ってほしい」と被害者のニーズを確認する。そして、当該園児児童生徒の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

#### ②実態の把握

いじめを受けたとされる園児児童生徒、いじめを行ったとされる園児児童生徒及び周辺の園児児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。学校等だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を町教育委員会に報告する。

#### ③加害者への対応

いじめを行ったとされる園児児童生徒に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導をする一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう支援する。また、当該園児児童生徒の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、いじめを受けたとされる園児児童生徒やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。その際、いじめの行為は絶対に認められないという毅然とした態度をとりながらも、加害者の成長支援という視点に立って、いじめる園児児童生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。

#### ④SNS等インターネットを通じて行われるいじめへの対応

園児児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。SNSを介したインターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため園児児童生徒が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校等、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものである。また、SNSを介したインターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校等の設置者及び学校等は、園児児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解できる取組を行う。併せて、インターネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールなど、インターネット上のいじめに対処する体制を整備する。

園児児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、その場で削除する等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

#### (4) 町教育委員会へのいじめ報告

学校等は、いじめに関する調査等の結果を、翌月の5日までに様式1「いじめ(疑い含む)認知件数報告書」にて町教育委員会に報告する。認知したいじめまたはいじめの疑いについては、直ちに別紙「いじめ(疑い含む)状況報告書」にて町教育委員会に報告する。

#### (5) いじめに対する措置

町教育委員会は、いじめを行ったとされる児童生徒の保護者に対して学校教育法(昭和22年法律第26号)第35条第1項(同法第49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けたとされる児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。いじめを行ったとされる児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。また、町教育委員会は、いじめを受けたとされる児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

## 4 関係機関等との連携

### (1) 保護者

学校等は、園児児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から保護者と密接に連絡を取り合う。いじめ(疑い含む)が起こった場合、学校等はいじめを受けたとされる園児児童生徒といじめを行ったとされる園児児童生徒それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切な対応を行う。

### (2) 地域

学校等は、校外における園児児童生徒の状況を的確に把握するため、日頃から民生委員・児童委員、青少年相談員や地域住民等と連絡を取り合う。いじめが起こった場合、必要に応じて、協力を得ながら対応する。

### (3) 関係機関

学校等だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談する。なお、いじめを受けたとされる園児児童生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合、直ちに警察に通報する。

### (4) 学校等以外の団体等

塾や社会教育関係団体等、学校等以外の場で起きたいじめ（疑い含む）の連絡を受けた場合、その団体等の責任者と園児児童生徒が在籍する学校等が連携して対応する。

### (5) その他

いじめ（疑い含む）に関係する園児児童生徒が複数の学校等に及ぶ等の場合、関係する学校等が連携していじめの問題に対応する。

## 5 教職員研修の充実

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校等内における教職員の研修の充実を図る。

- (1) 実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。
- (2) 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種のいじめの再発を防止する。
- (3) SNS等インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。
- (4) いじめ解消についての認識の共有

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### ① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けたとされる園児児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校等の設置者又は学校等いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けたとされる園児児童生徒、いじめを行ったとされる園児児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

#### ② いじめを受けたとされる園児児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けたとされる園児児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていない

と認められること、当該園児児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、当該園児児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで当該園児児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校等の教職員は当該いじめを受けたとされる園児児童生徒及びいじめを行ったとされる園児児童生徒については、いじめが解消している状態に至った後も、卒業するまでは日常的に見守りを続けていく必要がある。

また、対応に当たっては、教職員自身が「いじめに耐えることも必要」、「いじめられる側にも原因がある」などと、いじめを容認する認識に陥っていないか、常に自己点検することが重要である。

## 第4章 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態について河内町教育委員会及び学校では、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定、最終改定平成29年3月14日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）及び「いじめの重大事態対応マニュアル」（平成31年1月茨城県教育委員会）に基づいて対応するものとする。

#### (1) 重大事態の定義

法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命心身財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

不登校重大事態の定義は、欠席日数が年間30日であることを目安としている。しかしながら、基本方針においては「ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にもかかわらず、町教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校と町教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告、調査等に当たる。

児童生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断

言できないことに留意する。

## (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）、速やかに町教育委員会を通じて町長まで、重大事態が発生した旨を別紙2「いじめ重大事態（疑い含む）発生報告書」にて報告する。（法第29条から第32条まで）。

学校が、町教育委員会や町長等に対して重大事態発生への報告を速やかに行うことにより、町教育委員会等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした町教育委員会等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、町教育委員会及び学校は認識しなければならない。

重大事態（疑い含む）の発生報告を受けた町教育委員会は、職員を学校に派遣するなどして適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援する。

## (3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の規定による調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法28条第3項に基づき、町教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。なお、従前の経緯や事案の特性、いじめを受けたとされる児童生徒又は保護者が望む場合には、町による再調査を実施することも想定される。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、各調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図る。

## (4) 調査を行うための組織

町教育委員会又は学校は、その事案が重大事態（疑い含む）であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかに調査委員会を招集し、これが調査に当たる。

## (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と町教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものである。

### ①いじめを受けたとされる児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けたとされる児童生徒からの聴き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめを受けたとされる児

児童生徒を守ることを最優先とした調査の実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめを受けたとされる児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめを行ったとされる児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けたとされる児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、当該児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査に当たっては、教職員向け手引を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、町教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる必要がある。

## ②いじめを受けたとされる児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けたとされる児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

## （自殺の背景調査における留意事項）

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月子供の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参酌とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は町教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は町教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影

響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

- 学校が調査を行う場合においては、町教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参酌する必要がある。

#### (6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととする。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、町教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置活用や、いじめを受けたとされる児童生徒の就学校の指定の変更や区域外就学等、当該児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

#### (7) 調査結果の提供及び報告

##### ①いじめを受けたとされる児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は町教育委員会は、いじめを受けたとされる児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校又は町教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

##### ②調査結果の報告

学校は、調査結果について、別紙3-1-1「生命心身財産重大事態調査報告書」または別紙3-2「不登校重大事態調査報告書」にて町教育委員会に報告し、町教育委員会は町長に報告する。生命心身財産重大事態に係る調査主体が設置者の場合は、町教育委員会は、別紙3-1-2「生命心身財産重大事態報告書」にて町長に報告する。

## 2 再調査及び措置

- (1) 前項第7号②の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- (2) 再調査は、町長が設置する再調査委員会が行う。



- (3) いじめを行ったとされる児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果等を説明する。
- (4) 町長並びに町教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は、同種の事態発生の防止のために必要な措置を講じる。
- (5) 再調査を行ったときは、町長はその結果を町議会に報告する。報告に当たっては、プライバシーの保護や個人情報の取り扱いに十分配慮する。

## 第5章 家庭の役割

子どもの成長にとって、家庭教育の役割は極めて重要である。保護者は子に対して、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた成長・発達を促すよう努める。そのためには、保護者が子どもの教育に対する責任を自覚し、愛情をもって育てることが大切である。

町では、以下の事項について様々な機会を通じて、保護者等への広報啓発活動を実施し、いじめの防止等について支援する。

### 1 保護者の責務

- (1) 子の教育について第一義的責任を有するものであることを自覚し、いじめの防止等について自ら学ぶとともに、その保護する園児児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該園児児童生徒に対して、自らを大切に思う気持ち及び他者を思いやる心を醸成し、並びに規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。
- (2) 子がいじめを受けた場合には、適切に当該園児児童生徒をいじめから保護するものとする。
- (3) 保護する園児児童生徒がいじめを行った場合には、これを直ちにやめさせるとともに当該園児児童生徒に対し、いじめを繰り返さないために必要な教育を行うよう努めるものとする。
- (4) 園児児童生徒の変化に気付き、迅速に対応するよう努めるものとする。
- (5) 学校等と連携していじめの防止等に取り組むとともに、国、県、市町村、学校等の設置者及び学校等が講ずるいじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。
- (6) 子どもの話に耳を傾け、子どもの良さを認めるなどし、子どもの理解に努める。
- (7) 学校等と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子どもの学校生活の把握に努める。
- (8) 情報モラルの理解に努め、子どもがインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。

### 2 未然防止と早期発見

- (1) 子どもの話に耳を傾け、「認める」、「ほめる」、「しかる」ことを通して、子どもに決まりを守るなどの「規範意識」を身に付けさせるように努める。
- (2) 家庭教育学級等に参加しながら、子どもをどのように教育していけばよいのかについての学習に努める。

- (3) 子どものささいな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子どもの話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。その際、事実関係を冷静に判断し、必要がある場合、学校等や専門機関に相談する。
- (4) 子どものスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めるとともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行う。

### **3 早期解消に向けた取組**

- (1) 子どもがいじめを受けた（疑い含む）場合、身体の安全を確保するとともに、学校等と協力していじめの解消を図る。
- (2) 子どもがいじめを行った（疑い含む）場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校等へ相談する。
- (3) 子どもを通して、いじめの情報を把握した場合、子どものいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校等へ連絡、相談する。

## **第6章 地域の役割**

いじめは、いつでもどこでも起こりうることから、いじめの防止等のためには、地域と学校等との連携が重要である。また、大人たちが積極的に園児児童生徒に関わるなど、家庭や地域社会が一体となって園児児童生徒に関わるという連帯感が大切である。

町では、以下の事項について、様々な機会を活用して、広く町民への周知、啓発を図る。

### **1 未然防止に向けた取組**

- (1) 地域と学校等とが互いの情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、常に連携を図るよう努める。
- (2) 地域は、青少年育成町民会議等を効果的に活用し、園児児童生徒の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な交流や体験を通して、園児児童生徒同士、又は園児児童生徒と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。

### **2 早期対応に向けた取組**

- (1) 地域の住民、企業従事者、商店や商業施設等の経営者等は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、当該園児児童生徒に声かけを行う等をして様子を見るとともに、町教育委員会又は学校等へ連絡することに努める。
- (2) 民生委員・児童委員や青少年相談員等は、地域においていじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、町教育委員会及び学校等と協力して対応する。